

石垣市 農林水産部
農政経済課長 様

住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先 _____

農 用 地 利 用 計 画 変 更
(除 外・総合見直し用)

このことについて、次のとおり農用地区域内の土地を、農業以外の用途に利用したく総合見直しでの検討資料として提出します。

記

変更土地の所在地

大字	小字	地番	地積	変更に係る地積
			m ²	m ²

変更土地の所有者及び利用事業主体

	所 有 者	利 用 者
住 所		
氏 名		
職 業		
両者の続柄		
そ の 他		

1. 変更目的及び事業計画概要

2. 変更に係る資金計画

自己資金 _____ 円 補助金 _____ 円
借入金 _____ 円 総事業費 _____ 円

3. 変更に係る事業着手計画（着工予定～完了予定）

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 周辺農地に対する被害防止策

5. 農業振興地域の整備に関する法律 第13条 第2項の整理（農振法 5要件の整理）

イ) 法第13条 第2項 第1号 『代替すべき土地がないこと』

当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

ロ) 法第13条 第2項 第2号 『農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと』

当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ハ) 法第13条 第2項 第3号 『農用地の利用の集積に支障がないこと』

当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ニ) 法第13条 第2項 第4号 『土地改良施設の有する機能に支障がないこと』

当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ホ) 法第13条 第2項 第5号 『農業基盤整備事業完了後8年経過していること』

当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

1. 登記簿謄本（土地）
 2. 地図写し（公図）
 3. 事業計画書
 - a) 名 称
 - b) 事業目的
 - c) 事業内容詳細
 - d) 見取り図（現地案内図）
 - e) 配置図（公図コピーに図示）
 - f) 平面図・立面図（建築物の構造図、進入道路）
 - ※ 進入道路を必ず図示すること
 - g) 写真（全景・近景）
 - h) その他（必要に応じ）
 4. 資産証明書の写し（所有者及び利用者）
 5. 申請人（利用者）の住民票
 6. 周辺地主の同意書（印鑑証明書付）
 7. 利用者が所有者でない場合は、所有者の同意書（印鑑証明書付）
 8. その他（必要に応じ）
- } 法務局